

平成26年12月22日

◎川井委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。(10時0分開会)

《委員長報告の取りまとめ》

◎川井委員長 本日の委員会は委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。委員長報告の文案についてはお手元に配布してありますので、その内容の検討をお願いします。報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 平成26年12月県議会定例会危機管理文化厚生委員長報告(案)。

危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第7号議案、第10号議案から第16号議案、第18号議案、第19号議案、以上14件について、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1の2号、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について及び請第2の2号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願については、採決の結果、可否同数のため、委員長の決するところにより、不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。最初に、健康政策部についてであります。第1号議案、平成26年度高知県一般会計補正予算のうち、医療介護連携情報システム整備事業費補助金について、執行部から、地域医療介護総合確保基金を活用し、事業者ごとに点在する在宅療養患者の情報を、全ての関係者が共有できるICTを利用した情報共有システムの構築に向け、事業実施主体である高知大学及び医療・介護の関係機関による協議会を立ち上げ、検討を行うものである、との説明がありました。

委員から、事業のイメージはどのようなものか、との質疑がありました。

執行部からは、在宅医療には、医師のほか、訪問看護師、訪問介護員、介護支援専門員などさまざまな職種がかかわっており、診療に関する基本的な情報、利用者の生活状況、また、訪問の際に気がついたことなどを共有するものである、との答弁がありました。

別の委員から、高知大学がシステム開発から運用まで行うのか、との質疑がありました。

執行部からは、開発から運用まで高知大学が行うものである、との答弁がありました。

さらに委員から、大学がシステム開発から運用までの業務を十分な体制で実施していいのか、との質疑がありました。

執行部からは、ほかの団体からも在宅医療に係る患者情報を共有するシステムが必要であるとの複数の提案をいただいております、大学が事業主体となるが、システムの内容につい

ては、大学と医療介護関係者で協議することになっている。また、大学は、さまざまなシステムの開発・運用の実績があるので心配はしておらず、県内の医療介護関係者にとって、使い勝手がよく、しっかりと運用できるかどうかについては、県としても注視し、必要な助言をしていきたい、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部から第4期高知県障害福祉計画の策定について、この計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画で、在宅生活等への移行、就労支援の目標、障害福祉サービス等の円滑な推進、障害のある子供への支援、圏域ごとのサービス基盤整備計画などを骨子とするものである。今後、高知県障害者施策推進協議会での審議やパブリックコメント、県議会への報告などを経て、平成26年度末までに策定する、との説明がありました。

委員から、第3期計画の総括を行った上で、新たに追加されるものは何か、との質問がありました。

執行部からは、第3期計画では、県内に障害者施設のない地域が8町村あり、中山間地域で新たに送迎つきサービスを開設する事業者への赤字部分の助成などにより、参入を促してきたが、空白地域の解消に至っておらず、引き続き、取り組みを強化することとしている。また、障害のある子供へのサービスとしての、就学前の子供を対象とした発達支援、就学後の子供に対する放課後等の通所サービスについては、県内全域に行き渡っていない状況がある。子供の発達支援には専門的な人材の育成が不可欠なことから、第4期計画の中で、人材育成とあわせてサービス基盤の整備を進めていく、との答弁がありました。

次に、南海学園における入所者に対する不適切な処遇について、執行部から、居室への施錠など、やむを得ず身体拘束を行う場合は「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件に該当するかどうかを慎重に検討し、必要事項を記録することなどについて、これまで指導を行った。その後、提出された改善報告書の取り組み状況を調査した結果、12月4日現在、身体拘束が行われている2名については、支援方法の検証及び個別支援計画への記載、保護者の同意が得られていることを確認した。また、身体拘束の解消に向けた推進委員会の開催や、外部講師を招聘した職員研修の実施状況などについて確認した。引き続き、改善報告書に記載されている取り組みの状況を確認するとともに、取り組みが実効性のあるものとなるよう法人・施設への助言・指導に努める、との説明がありました。

委員から、記録が必要な3要件について、記録がないのは組織の問題か、それとも担当職員個人の問題なのか、との質問がありました。

執行部からは、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行以降、手続を踏んだ上で身体拘束を行うこととなっているが、施設内で十分な周知及び理解がされていなかったことから、組織として職員への研修を行うべきであった、との答弁がありました。

さらに委員から、入所者の死亡事故があった際に出された改善策が活かされていないの

ではないか、との質問がありました。

執行部からは、平成20年の誤嚥死亡事故の発生を踏まえ、全職員が利用者への支援内容を共有し、支援することを徹底する改善報告書が提出され、その後、県も内容を確認し、一貫性のある支援ができるようになってきた。一方で、保護者の要望もあり、入所者の安全確保を強く意識するあまり、身体拘束につながった一面もあるのではないかと、との答弁がありました。

さらに委員から、身体拘束が必要な入所者が34名から2名になっているが、安易に身体拘束していたのではないかと、との質問がありました。

執行部からは、記録がないため身体拘束が不適切かどうかは確認できないが、南海学園には、自傷他害などの強度行動障害のある入所者が多く、安全確保の面からやむを得ない面もあったのではないかと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、入所者の安全確保のための施設というのは、安全の名のもとに、本当の意味での安全や生活の保障が、後回しにされるような不安を感じる。保護者は、施設の対応に不満があっても、ほかに預けられる施設がないので、なかなか口には出せない。職員数や夜勤体制など細かい点まで県が指導すべきではないかと、との質問がありました。

執行部からは、身体拘束解消に向けた委員会が設置され、県立大学の先生や弁護士も外部委員などとして入って検討が行われている。自傷他害が起こらないような支援方法など専門性が高められるよう、今後とも検討状況を確認するとともに必要な助言を行いたい、との答弁がありました。

委員からは、施設の専門性が問われているので、県も目を離すことなくチェックをしてもらいたい、との意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。以上です。

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 4ページのよね、中ほどにある、大学はさまざまなシステムの開発・運用の実績があるので心配しておらず、は要らんのではない。心配しておらずを。心配はしておらずいうたら。

◎ これは答弁があったんじゃないですか。

◎ 執行部のほうからは結局さまざまな、学内でもシステム運用の開発をやっていると。だからその点については、心配はないであろうというような答弁もあったと思います。

◎川井委員長 それでは正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎川井委員長 それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ること、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《その他》

◎川井委員長 次に、来年度の出先機関の業務概要調査についてであります。

平成25年度から県の出先機関以外の民間施設等の調査について、議会が能動的に調査すべき施設等を決めて実施しております。

このため、来年度の出先機関等の調査にあたり、当委員会において、申し送り案として予定の調査先を決しておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明をさせます。

◎書記 出先機関調査の調査先選定について御説明します。まず危機管理文化厚生委員会が所管する出先機関は、お配りしました資料の1枚目の①のとおりです。その横②が関係する公社、団体等として、定例的に調査を行っている機関です。資料の2枚目に参考として今年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月23日までに、出先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察受け入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただきます。事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。2月定例会で日程案をもとに御協議いただいた結果を次年度の委員会に申し送り、4月以降の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。説明は以上です。

◎川井委員長 それでは、このことについて、御意見がありましたらどうぞ。

◎桑名委員 これでよいですけれども、最近いつのころからか公共交通を使うということで、幡多方面はJRで行くようになったじゃないですか。その考え方はよいですけれども、逆にJRを使うことで非効率になっている部分はあるのではないかなと思って。例えばバスで行くのだったら、須崎に寄って、幡多に行って、途中で寄っていいじゃないですか。でも、その部分が、ただJRを使うだけでほかのところはタイトになってきているのではないかなと思うので、JRを使うのもよいのだけれども、観光バスを使う、今度のとさでん交通の観光バスを使うというのも、また考えてあげないといけないので、何というか、

そこも考えたらよいのかなと。1回どこかの委員会で行って、高知から観光バスを手配して。観光バスを空で返すなんていう、ばかなことをやっている状態で。JRを使う。何かそんなちょっと考えたら非効率になっている部分があるのかなと。

◎岡本委員 地元の議員としては、JRを使ってほしいです。赤字にならんよう。

◎書記 実はその議論のときに、私は企画建設委員会の担当をしておりました。公共交通の利用を促進すべきじゃないかと桑名委員がおっしゃったとおりです。ただ高速道路も西へ延伸された関係もありますので、その辺についてはまた内部でも検討させていただきます。ほかの委員会との兼ね合いもありますので。全体的に、そのあたりは、今回委員会で御意見が出たということで検討させていただきたいと思います。

◎岡本委員 私の意見も。

◎桑名委員 いかんというわけじゃないので。効率的に組めたらいいけれども。これ見たら、この5月28日なんてすごくタイトな時間割よね。この須崎を幡多へ行く間に入れば、もうちょっと時間が有効に使えるのではないかなと。そしたら、一つの場所における時間も30分じゃなくて40分とれるかもしれない。そしたら、もっと深い調査ができるのかなと。そういう側面も、ちょっと一言言わせてください。

◎書記 JRの時間に合わせるということもありますので、委員の中からはちょっと時間的に、例えば中村駅で待つ時間がふえるとか。それによって、汽車の時間に合わせて行程を組まないといけないので、ちょっとタイトじゃないかという御意見も、実はありました。ただその点については、公共交通の利用促進という部分もあるのでということでした。そこについては、先ほど申したように全体的にまた、ほかの委員会との兼ね合いもありますので、検討させていただきたいと思います。

◎桑名委員 それはお任せします。

◎川井委員長 それでは、日程案についてはお示ししたとおり、2月の定例会において本委員会から申し送り案として協議していただくことといたします。

なお、交通機関につきましては、今後事務局のほうで検討を願います。

◎中根委員 2月で決定するのですか。

◎書記 2月で申し送り案という形です。

◎中根委員 申し送り案になるのね。

◎川井委員長 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。 (10時20分閉会)